＜参考資料＞

農林水産省、所管独立行政法人の予算及び定員について

全農林労働組合

Ⅰ．２０２４年度予算概算、組織・定員要求の概要

１．予算概算要求

２兆7,209億円（対前年比120.0％）
うち公共事業は8,317億円（農業農村整備事業など）（対前年比119.1％）

＜要求の柱＞
① 食料の安定供給の確保
② 農業の持続的な発展
③ 農村の振興（農村の活性化）
④ みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化
⑤ 多面的機能の発揮
⑥ 新たな花粉症対策の展開と森林・林業・木材産業によるグリーン成長
⑦ 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

２．組織・定員要求

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、持続可能で強固な食料供給基盤の確立のため、食品アクセス確保、食料安定供給に向けた構造転換、農業の持続的発展、農村の活性化等の農林水産行政をめぐる諸課題に的確に対応するため、以下の事項を重点として所要の体制整備を図る

（１）持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた体制の強化

① 円滑な食品アクセスの確保を図るため、関係府省と連携の下、フードバンク、こども食堂等の食料提供を担う団体に対する支援を始めとした地域での取組を推進する体制を強化するとともに、物流の生産性向上のための施策推進等を担う物流生産性向上推進室（仮称）を設置。

② 食料安定供給確保に向けた構造転換を図るため、麦・大豆の増産を推進する体制を強化するとともに、食品産業における国産原材料への切替え・利用を推進する国産切替推進室（仮称）を設置。

③ 人口減少下において生産性の高い食料供給体制を確立するため、多様な農業経営体に対して農業関連サービスを提供する事業体の育成を推進する農業支援サービス推進調整官（仮称）を設置。

④ 農村の活性化を図る上で重要な「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から、関係府省と連携の下、関連施策の総合的企画・立案、調整及び推進を担う農村活性化推進室（仮称）を設置。

⑤ 日本産農産物・食品の輸出促進及び「みどりの食料システム戦略」に係る現場段階での一段の取組促進を図るため、輸出対策推進官（仮称）及び持続的食料シ

ステム戦略推進官（仮称）を設置。

（２）花粉発生源対策の推進と林業の成長産業化の実現に向けた体制の強化

① スギ人工林の伐採・植替え等の加速化等の花粉発生源対策を協力に推進するため、花粉発生源対策調整官（仮称）を設置。

（３）適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化

① 国際社会から厳格な資源管理体制が求められる中、不正な行為を防止するため、漁獲管理官（仮称）を設置。

② 改正漁港漁場整備法も踏まえ、海業の推進や漁港の活用促進を着実に実施するため、計画・海業推進課（仮称）を設置。

３．定員要求内訳

要求数　410人（うち期限付き30人）　※前年410人（うち期限付き26人）

＜内訳＞

① 持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向けた体制の強化 238 人

② 花粉発生源対策の推進と林業の成長産業化の実現に向けた体制の強化 71 人

③ 適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化の実現に向けた体制の強化 50 人

④ その他、上記以外にデジタル変革等の推進体制の整備などで 51 人

＜機関（職域）別内訳＞

① 本省庁 100 人（うち期限付き８人）

② 地方出先機関では、植物防疫所 12 人、動物検疫所８人、動物医薬品検査所１人、地方農政局 181 人、農地事業所 23 人、北海道農政事務所 20 人、森林管理局及び森林管理署 61 人（うち期限付き 22 人）、漁業調整事務所４人。

なお、内閣人事局が９月７日に公表した「令和６年度機構・定員等の要求状況」（別紙１）では、時限増員と特例定員を除けば、農林水産省だけが減員が増員を上回る要求となっています。

Ⅱ．予算及び定員確保の必要性について

１．運営費交付金・施設整備費補助金の確保、効率化係数の廃止

農林水産省が所管する独立行政法人（以下、「農水省所管法人」）では、①農林水産研究基本計画並びに関係法令等に基づく基礎から応用、普及に至る研究開発、②種苗検査・生産等の業務、③家畜の改良増殖等の業務、④農林水産物資等の検査及び食品管理等の業務の遂行、⑤海外の開発途上地域の農林水産研究の高度化への貢献、など国の施策の実施部門として必要不可欠な事務・事業を担っています。

農水省所管法人の事務・事業は、国から交付される一般管理費を含む運営費交付金及び施設整備費補助金を基本に運営されていますが、運営費交付金は、一般管理費で前年度比３％、業務経費で前年度比１％の「効率化係数」による長年継続した予算削減により、施設の修繕や機械及び研究機材の更新・修繕さえ十分にできないことなどにより、法人の中長期的な研究・業務に充てる予算の減少を招いています。

このようななか、2021 年度予算概算決定では、効率化係数の廃止には至らなかったものの、知財収入等の自己収入のうち控除対象外となる項目の拡充や、効率化係数の適用除外となる経費の範囲の拡充などの要求の一部が認められてきました。

なお、特に厳しいのは施設整備費補助金となっており、下表に過去 14 年間の予算額（全農林組合員所属法人）を記載していますが、2012 年以降大きく激減している状況にあります。この背景として 2011 年に発生した東日本大震災からの復興予算の確保がありますが、この減額が続くこととなれば、多くの法人で施設の老朽化がすすみ、研究開発をはじめとする事務・事業はもとより、安全衛生面も危惧される状況にあります。

このことから、運営費交付金・施設整備費補助金の満額確保が必要です。(別紙２)

＜農水省所管法人における施設整備費補助金決定額の推移＞
（全農林組合員所属法人）

・2010年度	5,415,227千円	・2018年度	1,547,768千円
・2011年度	4,640,629千円	・2019年度	1,765,422千円
・2012年度	2,108,006千円	・2020年度	1,614,478千円
・2013年度	1,479,237千円	・2021年度	1,502,648千円
・2014年度	1,573,799千円	・2022年度	1,411,897千円
・2015年度	1,703,460千円	・2023年度	1,465,447千円
・2016年度	1,701,389千円	・2024年度	4,960,962千円（概算要求額）
・2017年度	1,558,027千円		

２．フルタイム再雇用人件費及び非常勤職員等の待遇改善に必要な予算の確保

（１）高年齢者雇用安定法に基づく人件費の確保

農水省所管法人では、高年齢者雇用安定法に基づき再雇用制度を導入し、具体的には、無年金期間については希望する職員をフルタイムで再雇用、一部年金支給開始からは希望する職員を 65 歳まで短時間勤務で再雇用をしています。

このため、各法人においてフルタイム・短時間勤務の再雇用に必要な人件費を農林水産省原局に予算要求（４月下旬提出、５月中旬確定）を提出し、農林水産省は８月末までに省議決定し財務省へ予算要求を行っています。

このような中で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構では、2020年度予算概算要求以降の査定段階から厳しい減額査定を受けており、今後のフルタイム再雇用を希望する職員の生活・労働条件に大きく影響を及ぼしかねない状況となっていることから、必要な人件費予算の確保が不可欠です。

（２）非常勤職員等の待遇改善に必要な予算の確保

2018年６月「働き方改革関連法」が可決・成立し、2020年４月から「同一労働同一賃金」に係る雇用形態における不合理な待遇差の禁止が施行されました。

全農林は、組合員が所属する農水省所管法人との賃金等改定交渉や協議により、①常勤職員と非常勤職員等との間での不合理な待遇差の禁止、②労働者への待遇に関する説明義務の強化などを求め、基本賃金、一時金、各種手当、休暇制度などについて待遇改善を図ってきました。

しかし、農林水産省の予算要求において、各法人が要求した非常勤職員等の待遇改善に必要な予算を満額確保できなかったことから、法人によって一時金の支給状況にバラツキが生じていることは問題であり、公的機関の独立行政法人として法規定に沿って対応していくことが重要です。このため、常勤職員に準じた一時金や各種手当の支給、休暇制度の新設及び有給化など、均等・均衡待遇に向け業務経費予算の確保が必要です。

３．新規増員の確保

（１）定員合理化計画の概要

①近年の定員削減の状況（2001年以降）

国家公務員の定員削減計画は、1968年から始まり概ね５年をスパンに5～10％の削減を目標に進められ、2000年までの間においても農林水産省は他の省庁に比べ突出した削減を余儀なくされてきましたが、その状況は、中央省庁再編後の2001年以降、一層顕著となっています。

前期は、「国の行政機関の機構・定員管理に関する基本方針」に基づき、2015～2019年度を期間に実施され、政府全体で2,056人の定員増となりましたが、農林水産省においては毎年の新規増員要求が２～３割強程度しか認められなかったため、全省庁で最大の1,636人の純減となっています。

＜この間の新規増員要求の査定状況＞

		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
農水	要求数	400	394	410	410	615	484	514
	確定数	147	131	157	163	385	276	334
	確定率(%)	**36.8**	**33.2**	**38.3**	**39.8**	**62.6**	**57.0**	**65.0**
全省	要求数	5,416	5,888	6,139	6,625	9,294	9,411	7,561
	確定数	3,470	3,871	4,206	4,587	8,086	7,526	7,966
	確定率(%)	**64.1**	**65.7**	**68.5**	**69.2**	**87.0**	**80.0**	**105.4**

※内閣人事局公表資料をもとに作成
※2020年までの要求数・確定数には、時限増員を含み、業務改革による再配置及びワークライフバランス推進定員措置（別枠）は含まない
※2021年の査定結果から内閣人事局の公表方法が「業務改革による再配置及びデジタル庁等への振替を含む」に変更があったため、2021年以降の要求数・確定数には、時限増員は含まず、ワークライフバランスの推進のための定員、業務改革による再配置及び振替が含まれる

②今期（2020年～2024年）定員合理化計画

今期（2020年度～2024年度）定員合理化目標数については、2019年6月28日に内閣人事局が各府省に通知した「令和２年度から令和６年度までの定員合理化目標数について」（別紙３）に基づきすすめられています。

その概要は、全省庁における削減率について、前期に比べ減少した省庁は、農林水産省（▲0.60％）、総務省（▲1.50％）、公害等調整委員会（▲0.25％）で、その他の省庁は前期に比べ増加しています。また、10％を超えたのは９省庁（全体21）であり、皆様にご助力をいただきましたが、農林水産省が最大の合理化拠出官庁としてのトレンドを変えることはできませんでした。（別紙４）

＜農林水産省における今期・前期の定員合理化計画の比較＞

	合理化目標数①	削減率	自律的再配置②	実質削減数①-②	
今　期	2,820	13.59%	815	2,005	9.66%
前　期	3,175	14.19%	884	2,291	10.24%
差	▲355	▲0.6%	▲69	▲286	▲0.58%

※前期定員削減計画（2015年～2019年）、今期定員削減計画（2020年～2024年）

なお、次期（2025年～2029年）定員合理化計画については、動向等を注視しているところですが、農林水産省が最大の合理化拠出官庁とされる今までのトレンドを変えることが最重要となります。

（２）各職域の課題と役割

○　地方農政局・北海道農政事務所、県域・地域拠点では、厳しい定員事情が継続するなか、県域・地域拠点でも若手職員が配置されつつあるが、新規採用者は長年に渡り配置されていません。また、退職後フルタイムの再任用を希望しても短時間再任用を余儀なくされている状況です。このため、「現場と農政を結ぶバランスのよい人員配置」、「統計業務の専門性の継続」などを趣旨とした「農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（別紙５）の履行にも影響を及ぼしています。

また、地域における食料安全保障の強化、みどりの食料システム戦略の推進、農林水産物・食品の輸出力強化、スマート農林水産業の実現などには、農業者及び関連事業者と常に連携をとることが重要です。このため、「現場と農政を結ぶ」役割をもつ地方参事官業務を充実させ、必要な人員を配置することが必要です。

○　国営土地改良事業所等では、農地集積の加速化、農地の大区画化・汎用化・畑地かんがい等の整備、農業水利施設の長寿命化・耐震対策、災害復旧・復興業務など、農業農村整備関連予算は、2023 年度 6,134 億円で 2016 年度の 4,810 億円に比べ 127.5％と大幅に増加している一方で、2016 年度から 2023 年度の新規増員数 111 人に対して定員削減数 275 人と純減となっており、事業予算・業務に見合った定員の確保が課題です。

○　植物防疫所や動物検疫所では、動植物検疫業務など水際対策の強化として新規定員が認められ、植物防疫所では 2023 年度定員 1,089 人で 2016 年度の 1,005 人から７年間で 84 人の増員、動物検疫所では 2023 年度定員 595 人で 2016 年度の 469 人から７年間で 126 人の増員となっています。

一方、2019 年の訪日外国人旅行者は 3,188 万人と 2016 年の 679 万に比べ 469.5％と激増、その後コロナ禍による入国制限により減少しましたが、急激に回復している現在、空海港等における必要な定員と人員配置が課題です。

○　漁業調整事務所では、外国漁船の違法操業が増加していることに対し、日本海大和堆における外国漁船退去警告数は 2016 年に 3,681 回で、2021 年以降は減少傾向にあるものの 2020 年は 4,394 回（うち放水 782 隻）となるなど限られた人員で放水等の厳しい措置を行っています。

2018 年には漁業取締本部・支部が設置され、漁業取締船（官船）の大型化や昨年４月に鳳翔丸が新規就航するなど取締・検査体制の強化がすすめられていますが、漁業取締案件の増加や取締時の安全を確保すべく漁業監督指導官の複数乗船に必要な定員確保と人員配置が課題です。

（３）新規増員要求の満額確保

累次にわたる定員削減により、全ての職場において業務量に見合う定員・人員が配置されない状況が続き、厳しい労働条件となっています。特に地方農政局等・県域・地域拠点においては、2020 年度から県域・地域拠点において若手職員の配置がなされたものの、退職者に見合う補充が行われなかったため、高年齢化が進み、年齢層のアンバランスによる業務の継承や組織の活性化などの課題が山積しています。

今期（2020～2024 年度）計画に基づき、定員削減がすすめられていますが、全省庁で当初要求数に対する査定結果が約８割弱であるのに対し、農林水産省は６割弱に抑えられています。

新規増員の査定結果がこれまでと同様となれば、農林水産省が最大の合理化拠出官庁であり続けることばかりか、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえた食料安全保障の強化や各種施策、地域農業の推進、水際対策の強化、外国漁船の取り締まりなどに的確に対応できず、国民生活に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

このことから、私たちは 2020 年度をはじめとする今期定員合理化計画中において、全国各地で国民生活の基盤となる農林水産行政を展開するため、新規増員要求の満額確保に向けた取組をすすめています。

以　上

令和6年度定員要求について

行政機関名	令和6年度要求 新規増員（時限増員、特例定員を除く）①	業務改革に伴う再配置要求 ②	減員 ③	差引 ①+②+③	時限増員（特例定員を除く）④	特例定員 ⑤	主な新規増員要求事項【数字の( )は時限増員で、外数】
内閣の機関	16	0	▲ 9	7	(0)	(2)	武力攻撃を想定した避難施設の整備2、人事管理のデジタル化推進2、認知症基本法施行のための体制整備1
内閣府	281	83	▲ 236	128	(53)	(25)	
内閣府本府	39	0	▲ 33	6	(17)	(18)	Well-being施策の司令塔機能強化のための体制整備等3、防災対策の充実のための体制整備3、孤独・孤立対策の推進に係る体制整備2(3)
宮内庁	9	0	▲ 7	2	(0)	(5)	皇居東御苑来訪者のための大手休憩所（仮称）の整備・保全等に関する事務体制の強化3、美術品・所蔵資料等に係るオンライン公開体制の強化2
公正取引委員会	14	6	▲ 13	7	(0)	(0)	フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴う執行体制の強化12、競争政策の発信力強化に向けた体制整備2
国家公安委員会	141	72	▲ 157	56	(10)	(0)	サイバー空間の脅威への対処能力の強化35、我が国の安全を確保するための警戒警備体制等の強化45、警察業務のデジタル化・高度化18(6)、生活の安全を脅かす犯罪への対策等の推進43(4)
個人情報保護委員会	12	2	▲ 3	11	(0)	(0)	特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な体制強化6
カジノ管理委員会	10	0	0	10	(0)	(0)	厳格なカジノ規制に係る執行体制の更なる強化10
金融庁	34	0	▲ 16	18	(0)	(0)	マネロン対策の強化、事業者支援の推進及び保険会社に対する監督体制の強化8、資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進及び新たな金融サービスの育成・普及のための体制整備26
消費者庁	4	3	▲ 7	0	(24)	(0)	食品ロス削減に向けた制度運用1(1)、消費生活相談の体制再構築(2)、景品表示法違反の未然防止活動(6)、食品の規格基準等のリスクコミュニケーションの強化(1)、物価についての消費者の理解促進(2)
こども家庭庁	18	0	0	18	(2)	(2)	こどもの自殺対策の強化のための体制整備5、こども政策DXの推進のための体制強化2
デジタル庁	60	0	0	60	(0)	(0)	情報連携の更なる推進に向けたデータ標準化・品質向上支援の実施15、デジタル人材の確保・育成体制の構築5、マイナンバーカードの安全・安心な利活用の推進4
復興庁	0	0	0	0	(0)	(0)	
総務省	78	0	▲ 64	14	(18)	(39)	
総務省（除く公調委）	77	0	▲ 63	14	(18)	(39)	地域DXの推進6、デジタル基盤整備20、行政運営の改善を通じた行政の質の向上18、EBPMの推進及び基盤となる統計の整備11(13)
公害等調整委員会	1	0	▲ 1	0	(0)	(0)	地方公共団体を含む公害紛争処理システム全体としての紛争解決機能の強化1
法務省	1,127	427	▲ 1,078	476	(106)	(236)	刑務所等における体制の充実強化361、出入国在留管理体制等の充実強化331(21)、検察体制の充実強化181、法務局体制の充実強化138(40)、保護観察体制等の充実強化68、公安調査体制の充実強化31(45)
外務省	120	49	▲ 145	24	(122)	(6)	邦人保護・領事体制の強化29(16)、OSAを含む同盟国・同志国との連携強化14(24)、ODAの戦略的活用6(24)、人的交流・文化交流等の促進24(2)
財務省	1,077	571	▲ 1,431	217	(71)	(423)	財務局78（相続等により取得した土地所有権の国庫帰属に関する対応50等）、税関249(57)（越境電子商取引の拡大に伴う輸入貨物の急増への対応120等）、国税庁736（消費税の不正還付やインボイス制度の円滑な導入への対応584等）
文部科学省	44	17	▲ 45	16	(35)	(20)	日本語教育機関認定法の施行等のための体制整備16(17)、火山調査研究推進本部の設置に伴う体制整備6、宗務行政の適切な執行のための体制整備7、新たな時代に対応した教育政策の推進10(10)、科学技術・イノベーションの推進5(6)
厚生労働省	479	209	▲ 637	51	(309)	(288)	「人への投資の強化」や「構造的賃上げの実現」等の新たな資本主義の加速に向けた改革を実施するための体制強化312(118)、「全世代型社会保障の構築」に向けた「医療DX」の更なる推進のための体制強化17(16)、平時からの感染症対応能力の体制整備・国立健康危機管理研究機構の創設を円滑に進めるための体制強化3(13)
農林水産省	380	119	▲ 529	▲ 30	(30)	(349)	食料安全保障の強化98、「みどりの食料システム戦略」の推進47、農林水産物・食品の輸出拡大38、農地・農業用施設に係る防災・減災及び国土強靭化27、花粉発生源対策(20)、森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現43(8)、水産資源管理の着実な実施36、水産業の成長産業化12(2)
経済産業省	124	0	▲ 116	8	(21)	(43)	炭素中立社会の実現36、デジタル社会の実現4(9)、レジリエンスの強化9(5)、スタートアップ・イノベーションの環境整備10(1)、中小企業の挑戦促進・持続可能な地域経済の実現13(2)、知的財産政策の推進35(2)、電力等に係る監視体制の強化9(2)
国土交通省	988	459	▲ 1,407	40	(560)	(386)	防災・減災、国土強靭化の取組等の体制強化242(361)、公共交通のリ・デザイン及び安全確保等の体制強化128(25)、新安保戦略を踏まえた海上保安能力の強化310(11)、持続的な地域社会の形成及び経済成長を支える基盤強化288(152)
環境省	60	4	▲ 54	10	(129)	(13)	GXや2050年カーボンニュートラルの実現13(53)、国立公園等の魅力向上・陸と海の30%以上の保全・外来生物対策6(22)、動静脈連携等資源循環の推進2(12)、原子力規制庁の体制強化27(39)
防衛省	340	9	▲ 288	61	(197)	(103)	防衛力整備計画のうち、自衛隊の能力等に関する主要事業のための体制整備204(80)、いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤のための体制整備81(104)、その他の体制整備55(13)
計	5,174	1,947	▲ 6,039	1,082	(1,651)	(1,933)	

（注1）振替（業務改革に伴う再配置による増減を除いたもの）は含まない。
（注2）「新規増員」（①欄）には、時限増員（④欄）及び特例定員（⑤欄）を含まない。
（注3）「時限増員」（④欄）には、特例定員（⑤欄）を含まない。

〈別紙２〉

衆議院農林水産委員会　一八九回国会閣法第32号　附帯決議

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

農林水産省所管の各独立行政法人は国の施策を実施するための機関としてこれまで各方面で成果をあげてきたが、今後、より一層、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　農林水産関係の独立行政法人の改革に当たっては、研究所や教育機関の単なる組織統合にとどまらず、官民の役割分担、国と地方自治体の役割分担も踏まえ、我が国としての農林水産関係の研究開発体制の在り方、教育訓練の在り方について再検討し、体系的な政策を打ち立てること。

二　独立行政法人の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

三　独立行政法人の統合に当たっては、独立行政法人通則法において「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの」を行うと規定されていることを踏まえ、統合後の法人の事務及び事業が確実に遂行されるよう特に予算、人員に配慮すること。また、統合する各法人の事務及び事業の成果及び国内外における知名度が維持されるよう、各研究所の成果を踏まえ新たな独立行政法人組織の名称に統合前の名称を使用することができるよう十分配慮すること。

四　統合後の法人の組織と業務運営の効率化に関する検討に当たっては、これまでの人件費削減等の効率化目標により、施設の維持及び人材確保が困難となることが懸念されることを踏まえ、農林水産研究基本計画及び中長期目標の達成が図られるよう十分留意すること。特に、独立行政法人統合に伴う新たな効率化目標を検討する場合は、今後の法人運営に支障がないかの観点も十分留意すること。また、各法人の老朽化の著しい施設については、災害対策の観点から対策を講じること。

五　研究予算の年度を越えた繰越しの運用の自由化等、独立行政法人にふさわしい柔軟な組織運営と事業評価をできるようにすること。

六　政府全体で対応している東日本大震災や原発事故に係る復旧及び復興対策並びに放射性物質の除染対策等に関する調査、研究、技術支援等に対応する独立行政法人の対策予算については特に配慮し、早期の復旧・復興をめざすこと。

七　農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、今般の組織統合の効果をあげるためにも、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。

右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

農林水産省所管の各独立行政法人は国の施策を実施するための機関としてこれまで各方面で成果をあげてきたが、今後、より一層、法人の有する政策実施機能が十全に発揮され、法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　農林水産関係の独立行政法人の改革に当たっては、研究所や教育機関の単なる組織統合にとどまらず、官民の役割分担、国と地方自治体の役割分担も踏まえ、我が国としての農林水産関係の研究開発体制及び教育訓練の在り方について再検討し、体系的な政策を打ち立てること。また、今回の改革が組織改編の集大成であることに鑑み、国民生活の向上のための研究や業務が遂行され、研究成果の最大化が図られるよう、安心して働きがいのある職場環境をつくること。

二　独立行政法人の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

三　独立行政法人の統合に当たっては、研究員やその補助スタッフの削減を行わないなど、統合後の法人の事務及び事業が確実に遂行されるよう特に予算、人員に配慮すること。また、統合する各法人の事務及び事業の成果並びに国内外における知名度が維持されるよう、各研究所等の成果を踏まえ新たな独立行政法人組織の名称に統合前の名称を使用することについて十分配慮すること。

四　統合後の法人の組織と業務運営の効率化に関する検討に当たっては、これまでの人件費削減等の効率化目標により、施設の維持及び人材確保が困難となることが懸念されることを踏まえ、農林水産研究基本計画及び中長期目標の達成が図られるよう十分留意すること。特に、独立行政法人統合に伴う新たな効率化目標を検討する場合は、今後の法人運営に支障がないかの観点も十分留意すること。また、各法人の老朽化の著しい施設、研究機材については、国際競争力強化の観点からも早急に対策を講じること。

五　研究予算の年度を越えた繰越しの運用の自由化、自己収入の増加・経費の節約へのインセンティブ強化等、独立行政法人にふさわしい柔軟な組織運営と事業評価をできるようにすること。

六　政府全体で対応している東日本大震災や原発事故に係る復旧及び復興対策並びに放射性物質の除染対策等に関する調査、研究、技術支援等に対応する独立行政法人の対策予算については特に配慮し、早期の復旧・復興をめざすこと。

七　農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、今般の組織統合の効果をあげるためにも、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること。また、統合後の水産研究・教育機構の施設配置についても、その機能の確保・向上、地域への波及効果等を総合的に検討し、慎重に対応すること。

右決議する。

〈別紙３〉

国の行政機関の機構・定員管理に関する方針
― 戦略的人材配置の実現に向けて ―

（平成26年7月25日
閣　議　決　定）

国家公務員の総人件費に関する基本方針（平成26年7月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、各年度の国の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するための基本的な枠組み及び指針を以下のとおり定める。

内閣人事局は、内閣の重要政策に迅速かつ的確に対処できるよう、この方針の下、毎年度の機構・定員管理において、各年度に策定する人件費予算の配分の方針で示す内閣としての重点分野に沿って審査を行い、府省の枠を超えた戦略的な機構・定員配置を推進する。

１．機構管理の方針

国の行政機関の機構管理については、基本方針で示された、行政ニーズの変化に的確に対応する簡素で効率的な行政組織の確立を推進するため、以下の方針に沿って行うものとする。

① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とするとともに、既存機構の不断の見直しを図り、政府全体として戦略的な機構配置を実現する観点から、政策の重要度等を踏まえた機構の重点配置及び府省の枠を超えた機構の再配置を推進する。

② このため、各府省は、機構の新設に当たっては、既存機構の廃止・再編等を行うことを原則とするとともに、必要に応じて府省の枠を超えた機構再編についても検討するものとする。内閣官房については、内閣及び内閣総理大臣を直接に補佐する機関であることに鑑み、その機構の新設・再編に当たっては、政策の重要度等を踏まえ、府省の枠を超えた柔軟な機構管理を行う。

③ 年度途中に顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、毎年度の機構要求・審査手続によることなく、年度途中の機構要求・審査を行うなど機動的・弾力的な機構管理を行う。

④ ③のほか、内閣の喫緊かつ重要な課題に対応するため、必要に応じて設置される内閣審議官等について、より柔軟に活用できるようにするものとする。

２．定員管理の方針

各府省の国家公務員の定員管理については、基本方針に基づき、府省の枠にと

らわれない定員の再配置を的確に実施し、国の行政が適切に運営されるよう、以下の方針に沿って行うものとする。

(1) 計画期間中の定員管理

① 各府省の定員の合理化については、ＩＣＴの活用など行政の業務改革の取組を推進しつつ、計画的に実施することとし、平成27年度以降、５年ごとに基準年度を設定し、府省全体で、対基準年度末定員比で毎年２％（５年10%）以上を合理化することを基本とする。内閣人事局は、各府省の直近の定員の動向等を反映して、５年ごとに各府省の合理化目標数を決定し、各府省に通知する。

② 各府省は、業務改革の取組を具体的に推進しつつ、定員の合理化を行い、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図るものとする。その際、各府省の自己改革を促進する観点から、合理化目標数の一部については、内閣人事局の定めるところにより、業務改革による定員合理化の具体的な取組と併せて、再配置の要求を行うことができることとする。これに係る合理化目標数については、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、５年の計画期間内において、各年度に実施する合理化の員数を弾力化できることとする。

③ 上記のほか、各府省は、不断に業務改革に取り組み、定員合理化に努めるものとする。

(2) 各年度の定員管理

① 内閣人事局は、内閣の重要政策に対応した戦略的な定員配置を実現する観点から、府省の枠を超えて、大胆に定員の再配置を推進する。

② 内閣の重要政策として相当規模の増員が必要な行政需要に係る事務・事業や複数府省にまたがる事務・事業については、関連する他の府省からの定員の振替に積極的に取り組むこととする。

③ 各府省は、業務量に応じた業務実施体制や効率的・効果的な業務処理の在り方について不断に検証を行うとともに、行政事業レビューや政策評価の結果、行政評価等による勧告等を反映し、定員配置の最適化を図ることとする。

各府省の業務改革の取組を推進するため、総務省は、毎年度の機構・定員要求までに、各府省の業務改革の取組状況や業務の実施体制を点検し、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定する。各府省は、取組方針を踏まえて機構・定員要求を行い、内閣人事局は、各府省の業務改革の取組を機構・定員の審査に適切に反映させる。総務省及び内閣人事局は、各府省の業務改革の具体的な取組及び機構・定員への反映状況

を毎年度取りまとめ、公表する。

④　新規増員は、政府の新たな重要課題に適切に対処するため、政府全体の人的資源の戦略的な再配置を実現する観点から、特に必要が認められる場合に限ることとする。各府省は、既存業務の増大への対応に当たっては、自律的な組織内の再配置によることを原則とし、新規増員は厳に抑制する。

⑤　年度途中に顕在化した課題に対して、緊急に体制を整備する必要がある場合には、定員上の措置を含め、機動的・弾力的に対応する。

３．その他

①　各府省の国家公務員の定員管理の円滑化に資するため、府省間の実人員の移動の推進に努めるものとする。

②　各府省は、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに内閣人事局に報告するものとする。

③　公庫等の職員についても、この方針に準じて措置するものとする。

令和２年度から令和６年度までの定員合理化目標数について
（内閣人事局長通知）

１．国の行政機関の機構・定員管理に関する方針（平成26年７月25日閣議決定）に基づき、各府省の直近の定員の動向等を反映して、令和２年度から令和６年度までの５年間の内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の合理化目標数を別表のとおり決定する。

２．各府省は、本通知に基づき、毎年度の予算編成過程において、所要の定員合理化の要求を行うこととする。また、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（総務大臣決定）に基づいて業務改革を推進し、別表の定員合理化目標数のうち括弧内に掲げる数（業務改革に係るもの）の範囲内で、定員の再配置の要求を行うことができることとする。

３．各府省は、計画期間の各年度において、別表に定める合理化目標数（業務改革に係るものを除く）の１／５の員数の定員を合理化するものとする。また、業務改革に係るものについては、５年の計画期間内において、各府省における業務改革の取組状況等を踏まえ、各年度に実施する合理化の員数を定めるものとする。

４．計画期間中に事情の変更等が生じた場合には、必要に応じ、各府省の合理化目標数の見直し等を行うものとする。

５．令和６年度までの各府省の定員管理の状況等を踏まえつつ、次期（令和７年度から５年間）の定員合理化目標数の算定方法について、必要に応じ見直しを行うものとする。

６．「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年６月21日閣議決定）に基づく既存業務の抜本見直しの結果を踏まえ、新たな機構・定員管理体制について検討を行う。

別　表

府省名	令和元年度末定員	定員合理化目標数
内閣の機関	1，245	91（　44）
内閣府	2，393	259（　93）
宮内庁	1，061	64（　31）
公正取引委員会	840	70（　33）
国家公安委員会	7，975	720（　314）
個人情報保護委員会	131	10（　5）
金融庁	1，608	144（　63）
消費者庁	363	30（　12）
復興庁	212	0（　0）
総務省	4，773	503（　187）
公害等調整委員会	35	3（　1）
法務省	54，151	5，372（2，136）
外務省	6，281	645（　243）
財務省	72，157	7，162（2，865）
文部科学省	2，133	219（　83）
厚生労働省	31，820	3，394（1，257）
農林水産省	20，747	2，820（　815）
経済産業省	7，990	837（　295）
国土交通省	58，496	6，176（2，294）
環境省	3，173	249（　91）
防衛省	20，903	2，159（　826）
合計	298，487	30，927

（注１）定員合理化目標数の欄の（　）内は、業務改革に係るものであり、内数。

（注２）内閣府の数は宮内庁及び外局に係る数を除いたもの、総務省の数は公害等調整委員会に係る数を除いたものである。

〈別紙４〉

○今期と前期における省庁別定員合理化数の比較

	今期(2020～2024)定員合理化目標数					前期(2015～2019)定員合理化目標数					今期-前期				
	2019 R1	合理化目標数 (5年10%を基本) ※網掛けは業務改革分で内数				2014 H26	合理化目標数 (5年10%を基本) ※網掛けは業務改革分で内数				基準定員	合理化目標数 ※網掛けは業務改革分で内数			
		削減数		削減率			削減数		削減率			削減数		削減率	
内閣の機関	1,245	91	44	7.31%	3.53%	1,083	59	30	5.45%	2.77%	1,083	32	14	1.86%	0.76%
内閣府本府	2,393	259	93	10.82%	3.89%	2,243	221	88	9.85%	3.92%	2,243	38	5	0.97%	-0.04%
宮内庁	1,002	64	31	6.39%	3.09%	1,002	43	16	4.29%	1.60%	1,002	21	15	2.10%	1.50%
公正取引委員会	840	70	33	8.33%	3.93%	830	61	32	7.35%	3.86%	830	9	1	0.98%	0.07%
国家公安委員会	7,975	720	314	9.03%	3.94%	7,728	677	308	8.76%	3.99%	7,728	43	6	0.27%	-0.05%
特定個人情報保護委員会	131	10	5	7.63%	3.82%	32	1	1	3.13%	3.13%	32	9	4	4.51%	0.69%
カジノ管理委員会															
金融庁	1,608	144	63	8.96%	3.92%	1,556	118	62	7.58%	3.98%	1,556	26	1	1.37%	-0.07%
消費者庁	363	30	12	8.26%	3.31%	301	19	11	6.31%	3.65%	301	11	1	1.95%	-0.35%
復興庁	212	0	0	0.00%	0.00%	183	0	0	0.00%	0.00%	183	0	0	0.00%	0.00%
総務省	4,773	503	187	10.54%	3.92%	5,002	602	301	12.04%	6.02%	5,002	▲ 99	▲ 114	-1.50%	-2.10%
公害等調整委員会	35	3	1	8.57%	2.86%	34	3	1	8.82%	2.94%	34	0	0	-0.25%	-0.08%
法務省	54,151	5,372	2,136	9.92%	3.94%	52,420	4,843	2,092	9.24%	3.99%	52,420	529	44	0.68%	-0.05%
外務省	6,281	645	243	10.27%	3.87%	5,780	532	231	9.20%	4.00%	5,780	113	12	1.06%	-0.13%
財務省	72,157	7,162	2,865	9.93%	3.97%	71,049	6,575	2,838	9.25%	3.99%	71,049	587	27	0.67%	-0.02%
文部科学省	2,133	219	83	10.27%	3.89%	2,093	198	83	9.46%	3.97%	2,093	21	0	0.81%	-0.07%
厚生労働省	31,820	3,394	1,257	10.67%	3.95%	31,660	3,221	1,270	10.17%	4.01%	31,660	173	▲ 13	0.49%	-0.06%
農林水産省	20,747	2,820	815	13.59%	3.83%	22,379	3,175	884	14.19%	3.95%	22,379	▲ 355	▲ 69	-0.60%	-0.02%
経済産業省	7,990	837	295	10.48%	3.69%	8,049	773	301	9.60%	3.74%	8,049	64	▲ 6	0.87%	-0.05%
国土交通省	58,496	6,176	2,294	10.56%	3.92%	59,054	6,200	2,349	10.50%	3.98%	59,054	▲ 24	▲ 55	0.06%	-0.06%
環境省	3,173	249	91	7.85%	2.87%	2,788	195	89	6.99%	3.19%	2,788	54	2	0.85%	-0.32%
防衛省	20,903	2,159	826	10.33%	3.95%	21,278	2,156	849	10.13%	3.99%	21,278	3	▲ 23	0.20%	-0.04%
合計	298,428	30,927	11,688	10.36%	3.92%	296,544	29,672	11,836	10.01%	3.99%	296,544	1,255	▲ 148	0.36%	-0.07%

※内閣人事局公表資料から作成

〈別紙５〉

農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農林水産業・農山漁村の現場が抱える課題が多様化する中、これに迅速かつ的確に対処するためには、現場に即した農林水産行政を推進する体制の整備が喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　地域における農林水産業の育成はもとより、農政全般について、現場に伝え、現場から汲み上げ、現場とともに解決する機能を充実・強化するため、農林水産省本省及び地方農政局等において必要な定員を確保し、中長期的視点に立った採用、研修を通じて人材育成を行い、現場と農政を結ぶバランスの良い人員配置を行うとともに、専門性を要する職務に従事する職員の処遇改善及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。また、都道府県及び市町村との連携を一層強化して、農林水産行政の推進に当たること。

二　農林水産物等の輸出に関する事務については、本省及び地方農政局等が一体となり、関係府省はもとより日本貿易振興機構を始め関係団体との緊密な連携の下、輸出促進が真に農林水産業・農山漁村の発展に資するよう、強力に推進すること。また、原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き要請すること。

三　東日本大震災の被災地における農林水産業の復旧・復興を迅速かつ着実に進めるため、担当地方参事官の相談業務等を通じて現地の意向の的確な把握を行い、関係府省が連携した実効ある施策展開につなげること。また、被災地等特別のニーズを有する地域における組織については、特段の配慮をすること。

四　統計調査・食品表示監視等の個別執行業務の外部化・合理化に当たっては、そのレベルの維持向上を旨として実施するとともに、特に、統計調査については政策構築の基礎データの提供という役割の重要性に鑑み、精度の低下を招くことのないよう、専門性の継続に十分留意すること。

右決議する。